

## 山口県産再生可能エネルギー関連設備等導入支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 山口県産再生可能エネルギー関連設備等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び山口県産再生可能エネルギー関連設備等導入支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

### (補助対象設備)

第3条 要綱第3条に規定する「補助対象設備」とは、別表第1に定めるものとする。

### (設備基準)

第4条 要綱第5条別表第1に規定する蓄電池及びV2Hは、別表第2に定める設備とし、別表第3に掲げる「設備基準」に適合しなければならない。

### (補助金額等)

第5条 太陽光発電システムに係る補助金額は、太陽電池の公称最大出力（kW表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てた値）に8千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。

但し、パワーコンディショナの定格出力が10kW未満であって、太陽電池の公称最大出力が10kW以上の場合は、9.99kWとして算出する。

2 蓄電池に係る補助金額は、蓄電容量（kWh表示とし、小数点以下は切り捨てた値）に6千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。

但し、同時に設置する太陽電池の公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値（kW）の1.64倍までの蓄電容量（kWh）を補助対象として算出する。

3 V2Hに係る補助金額は、定額5万円とすること。

4 太陽熱利用給湯システム（分離型（強制循環型））に係る補助金額は、集熱面積（ $m^2$ 表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てた値）に1万2千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。

5 太陽熱利用給湯システム（一体型（自然循環型））に係る補助金額は、集熱面積（ $m^2$ 表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てた値）に5千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。

6 太陽熱利用空調システム及び地中熱利用システムに係る補助金額は、延床面積（小数点以下は切り捨てた値）に0.8千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。

7 ペレットストーブに係る補助金額は、暖房出力（kW表示とし、小数点以下第1位未満は切り捨てた値）に5千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること。

8 家庭用燃料電池（エネファーム）に係る補助金額は、定額3.8万円とすること。

9 補助金の交付の対象となる経費は、別表第4に定めるとおりとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付を受けることができる回数は、同一の住宅の同一の設備につき1回とする。

(事業効果の把握)

第7条 補助事業者は、県が事業の実施による温室効果ガスの削減量等を把握しようとするとき、県の求めに応じて、これらの情報を県に報告するものとする。

(添付書類)

第8条 要綱第9条において規定する添付書類のうち、電力事業者との電力需給契約書の写しを申請期限までに入手できない場合は、電力契約を証明する書類の写しをもって申請できるものとする。但し、電力需給契約書の写しを入手した後、速やかに知事に提出するものとする。

(書類の提出方法)

第9条 書類の提出は、県が別に定める受付窓口団体あてに持参、又は郵送等（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）により行うものとする。

2 規則及び要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象設備	
1 太陽光発電システム	太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、関係された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもので、太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
2 太陽熱利用給湯システム	分離型：太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制循環させるシステムであるもの。 一体型：太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで貯湯部分と集熱器部分が一体となった自然循環型のシステムであるもの。
3 太陽熱利用空調システム	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて住宅の空調等に利用するシステムであるもの。なお、設置住宅の延床面積が75㎡以上であること。
4 地中熱利用システム	年間を通して安定した温度の地中熱を熱源とし住宅の空調等に利用するシステムであるもの。なお、設置住宅の延床面積が75㎡以上であること。
5 ペレットストーブ	木質ペレットを熱源とし住宅の暖房等に利用するシステムであるもの。
6 家庭用燃料電池（エネファーム）	都市ガス、LPガスから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の熱を給湯等に利用するシステムであるもの。

※太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）

※パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は日本工業規格に基づく。kW表示とする。）

別表第2（第4条関係）

区 分	
1 蓄電池	太陽光発電システムの電気を蓄電し、住宅の電気に利用できる定置用リチウムイオン蓄電池であり、蓄電容量が1.0kWh以上であること。
2 V2H（ヴィークルトゥホーム）	電気自動車等に蓄えた電気を住宅に供給する設備であるもの。

※蓄電池の蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の蓄電容量。kWh表示とし、小数点以下は切り捨てる。）

別表第3（第4条関係）

区 分	設備基準
蓄電池	蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金の補助対象として登録していた設備のうち太陽光発電システム連携の付加機能があるもの、又は住宅用省エネリノベーション促進事業費補助金の補助対象として登録された設備、若しくは一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の小型分散型発電システム用系統連系装置の認証相当の認証を受けた設備
V 2 H	V 2 Hは、一般社団法人次世代自動車振興センター（C E V）が次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象としている設備、又は一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）のV 2 H用パワーコンディショナーの認証相当の認証を受けた設備

別表第4（第5条関係）

補 助 対 象 経 費			
経費区分		内 容	
設計費	設計費	設計費	基本設計、実施設計に要する費用
		監理費	工事監理に要する費用
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）

本工事費（間接工事費）	共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
	現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費で知事が承認した経費とする。